

平成25年度 第9回 静岡市屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成25年11月26日（火） 14時00分～16時30分
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎17階 170会議室
- 3 出席者 （委 員）熱川裕、関本護、海野敏夫、小島茂、
望月美幸、森田みか、白井和幸、奈良間茂

（事務局）小沢建築部長、小林建築総務課長、
中川統括主幹、土屋主査、伊藤主任主事、増田技師
- 4 傍聴者 0人
- 5 議 題 第1号議案 屋外広告物許可基準の見直しについて
- 6 会議内容

事務局（中川統括主幹）

定刻となりましたので、ただいまより、第9回静岡市屋外広告物審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、この会議の進行を務めさせていただきます、建築総務課 都市景観推進担当の中川でございます。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本日お手元に配布しました資料の確認についてお願いします。

【資料について確認】

それでは、始めに、建築部長の小沢より、ご挨拶申し上げます。

小沢建築部長（挨拶概要）

皆様こんにちは。建築部長の小沢と申します。本日は、大変お忙しい中、静岡市屋外広告物審議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。また、平素から屋外広告物行政を始めとして、市政全般にご協力・ご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

早いもので、静岡・清水両市が合併しまして、今年で10周年の節目の年となり、先週23日の土曜日にも清水のマリナートで記念式典を開催したところです。その節目の年に、従来の屋外広告物を含めた都市景観行政について、都市計画部都市計画課に事務局がありました。今年、建築部建築総務課へ移管しました。まずもって委員の皆様へご報告させていただきます。

また、この6月には富士山の世界文化遺産登録に伴い、本市の三保松原が世界構成資産として登録され、国内はもとより世界中から注目されているところです。

かねがね市長も世界水準の国際都市を目指すということを公言しておりますし、今後ますます屋外広告物を始めとした、景観行政が重要となってきております。今まで以上に皆様におかれましては貴重なご意見を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、本日ご臨席の委員の皆様のご活躍とご健勝を心より祈念いたしまして挨拶にかえさせていただきます。本日はご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局（中川統括主幹）

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。部長からの挨拶にもございましたが、今年度より屋外広告物の担当部署が都市計画課から建築総務課へ変更となっております。

建築総務課長の小林です。

都市景観推進担当の土屋です。伊藤です。増田です。

私は、屋外広告物担当の主幹の中川です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、委嘱状交付式に移らせていただきます。

委嘱状は、お手元の委員名簿の順に建築部長が皆様の前まで参りますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場でご起立をお願いします。

熱川 裕 様
関本 護 様
海野 敏夫 様
小島 茂 様
望月 美幸 様
森田 みか 様
白井 和幸 様
奈良間 茂 様

なお、酒井康之様、本原玲子様につきましては、本日所用により欠席となっております。以上、10名の委員です。

委員の皆様の任期は、静岡市屋外広告物条例第30条第6項により、2年間となりますので、平成27年10月23日までとなります。よろしくお願ひいたします。

ここで、誠に恐縮でございますが、小沢は、本日、他の公務がありますので、これで退席させていただきます。

【小沢建築部長退席】

ここで事務局よりお願いがございます。

この屋外広告物審議会などの「静岡市における附属機関等」につきましては、ホームページ等で委員の氏名とふりがな、所属団体名と役職等の公表を行っております。皆様

におかれましても、この公表に関してご了承をいただけますでしょうか。

(全員の同意を確認)

ありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局よりご報告いたします。

本日は委員 10 名中、8 名の委員が出席されておりますので、静岡市屋外広告物条例施行規則第 28 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、改選後、初めての屋外広告物審議会でございますので、会長が選出されておられません。このため、次第 4. 静岡市屋外広告物審議会会長の選出の進行を、事務局で行わせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(全員の同意を確認)

ありがとうございます。

ご了承いただきましたので、これより会長の選出を進めさせていただきます。

静岡市屋外広告物条例施行規則第 27 条第 1 項により、会長は委員の互選により決定することとなっております。

委員の皆様の中より立候補、ご推薦等のご意見はありますでしょうか。

(関本委員からの熱川委員推薦の意見)

ただいま、前期において会長を務めていただきました、静岡商工会議所の五十嵐委員の後任でいらっしゃいます、熱川委員にお願いしたいとのご意見がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

(海野委員ほか全員の同意を確認)

それでは、皆様全員のご賛同をいただきましたので、熱川委員に会長をお願いしたいと思います。

熱川委員、会長席にお移り願います。

それでは、これからの議事の進行を、熱川会長にお願いしたいと思います。

熱川会長、よろしく願います。

熱川会長

商工会議所から参りました熱川でございます。よろしく願います。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

なお、本日の議事録署名人は、私のほかに、関本委員にお願いしたいと思います。

関本委員よろしいでしょうか。

(関本委員同意)

ありがとうございます。

次に、静岡市屋外広告物条例施行規則第 27 条第 3 項に、「会長に事故があるとき、又

は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。」と、規定されておりますので、私から会長の職務代理者を指定させていただきたいと思います。

前期の代理者であった関本委員にお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけま
すでしょうか。

(関本委員同意)

ありがとうございます。

それでは次第に従いまして、議事を進めてまいります。今回初めてこの審議会に出
席される方もいらっしゃいますので、まず事務局より、「屋外広告物法及び条例の概略」
と「当審議会の位置付け」について説明していただけたらと思います。

事務局から説明をお願いします。

【事務局より屋外広告物法及び条例、屋外広告物審議会について説明】

熱川会長

ありがとうございました。何かご意見・ご質問はございますか。

それでは、引き続きまして、議案に進みたいと思います。

次第の5、第1号議案「屋外広告物許可基準の見直しについて」です。

事務局より説明をお願いします。

【事務局より屋外広告物許可基準の見直しについて説明】

熱川会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました第1号議案「屋外広告物許可基準の見直しにつ
いて」、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

なお、発言する際は、お手数ですが、あらかじめお名前をおっしゃってからお願いし
ます。

望月委員

見直し案のメインである特別規制地域で一般広告が案内板となる逃げ道にならないと
ようにという趣旨は理解しました。

説明内に距離の問題がありましたが、案内板の設置場所から当該看板が案内する建物の
目的地までの距離の規制は今回特に設けていないのでしょうか。

また、資料1の表の中の4番「協同看板」については、見た目の整合性が主な理由か
と思います。しかし、広告を出す側からすれば、大小様々な大きさの会社があって、自
社だけでは費用が出せないけれど共同であれば出せるという場合があるかと思
います。そういう趣旨が広告の場合あり、雑誌などに代表されるように各社費用等配分により
広告の大きさが変わるのとは割と当然のことかと思
います。それが著しく景観を損ねるかど

うかというのはデザイン上の問題もあるかと思いますが、それを一律に規制する意味についてもう少し詳しく教えてください。

事務局（土屋主査）

距離規制を設けなかった理由ですが、静岡市の場合は大規模な店舗が多くあり、集客範囲が市外・県外からを想定している店舗もあるため、距離規定を設けることが静岡市には合わないと考えました。例えば、バイパスや東名高速のインターを降りたらすぐはこちらに曲がる等の案内が必要な場合もあるため、今回は距離規制を設けませんでした。

次に、協同看板についてですが、大きさを変えてもデザイン上美しいものもあるかと思いますが、今回の静岡市の考えとしては、規格を同じにすることにより整然とした掲出を誘導したいという考えから、同じ規格で同じ大きさでと考えております。

関本委員

今の協同看板のところ、4社でもって各社2㎡以内でなければならないが、資料中に例示されている絵でA社が×になっているのはA社が2㎡を超えて掲出しているからダメということですか。

事務局（土屋主査）

その通りです。

関本委員

次に、案内板の6番目のところで、広告物の面積が3㎡以内ずつで、別の対象を案内する広告物であれば1つの壁面に対して2つ並んで設置することはできるのでしょうか。例えば、例示されている絵の塀のように2つ並べることは可能なのでしょうか。

事務局（土屋主査）

今回は塀への利用は認めていませんが、壁面利用であれば別の対象を案内するものは並んで設置することは可能です。

海野委員

色々な規制を設けることは結構なことですが、1点教えていただきたいのは、大半のものは、ちゃんと届出を出していないのが現実かと思います。以前そのような説明もあったかと思います。現実に運用するにあたって、規制だけでは追っかけっこになる可能性があるわけですが、実際の行為として違反しているものについては撤去するという事に繋がっていくのでしょうか。

事務局（課長）

広告物の申請については、届出が出ている件数の方が少ないのは残念ですが実情です。そんな状態をどうにかしていこうと指導基準を設けて違反広告物の指導を来年あたりか

ら実施していきたいと思っています。我々としても、今回の改正に伴って指導についても強化していきたいと考えております。これについては、広告業界さんからも言われていますので、今後の違反指導の内容については審議後にご報告させていただきます。

関本委員

分かりました。それから、もう1つ教えてください。静岡市は先程説明があった内容で改正するとのことですが、静岡県との全体的な整合はどのようになっていますか。

事務局（土屋主査）

静岡県は先行して案内図板等について同様の改正を行っており、今年の10月に既に施行されています。静岡市の今回の改正案は県の内容を元としており、内容は県に近い形で作成しています。ただし、静岡市として県とは状況等が違う部分があるので、静岡市の特性に合わせて変えている部分はあります。

大きく静岡県と違う部分を説明しますと、県の改正した基準としては、案内図板の定義・要件として、誘導先の事業所等が主要な道路に接していない場合に設置できると言っており、主要な道路に接している店舗については案内図板を設置できない基準となっています。これに対して静岡市では、今回その規定は含めないこととしています。この規定を外した理由としては、先程距離規定を設けなかった理由としても説明させていただきましたが、静岡市には市外からも含めて広域での集客を想定している大規模店舗があります。これらについては、主要な道路に接していても案内図板が必要な場合が考えられるため今回はその規定を外しました。例えば、一定の面積を超える大規模な店舗については、大規模小売店舗立地法という別の法律で、渋滞の緩和等の目的から案内図板を設置しなければならないという基準もあります。このようなことも考慮し、今回は静岡市としては主要な道路に接している店舗についても案内図板を設置できることとしました。

その他、静岡県では明度・彩度の規定や写真・イラストの制限をしていますが、静岡市ではこの規定も含めていません。理由としては、静岡市は特別規制地域においても自家広告物が多くあり、案内図板のみを色彩規制しても自家広告物との整合性が図れず適当でないということと、規制を実施した際の効果が薄いと考えられることから含めませんでした。それから、静岡市において昨年度市民意識調査を実施しており、その中で市内全域での広告物の色彩制限を求める声は少なく、逆に富士山への眺望確保のためという特定の地域への制限の要望が多くあったため、今後特定の地域での色彩の規制について検討を進めていく予定でおります。

県の改正内容との大きな違いは以上です。

奈良間委員

業界を代表して是非皆さんで慎重な審議を願いたいことがあります。それは、最後の屋上広告塔の照明の件です。当然昨今の異常気象に伴う、風災害は多発しておりますので、屋外広告灯・屋上灯についても保全を強化することは十二分に業界としても対策を

しているのが現状です。が、なぜここで他都市はほとんど実施されていないのですが、静岡市で屋上の照明灯が突出してはダメとなるのかその理由・背景をもう一度説明してもらえないでしょうか。

事務局（土屋主査）

もともと屋上広告の基準の中に「壁面から突き出ないもの」という基準があり、その照明設備についても広告物と一体のものとして捉え、建築物の壁面から突き出ないものという基準に含めることを明確にしたいという考えからです。また、先程の説明でもありましたが、一昨年、台風・強風時に実際に屋上の照明器具付きの看板が落下したり、落下しかけたことから、できるだけそういった危険がないようにしたいということ等の安全上の観点からも照明器具も含めた基準にしたいと考えております。

奈良間委員

安全上の観点から規制しようというものなのでしょうが、屋外広告は長年経済活動に寄与してきた大きな広告メディアであることは皆さんご承知であると思います。例えばトヨタなどは海外進出する際には、必ずといっていいほど屋上広告で海外進出を図ってきました。また、国内においても、駅前などで企業ブランドを周知させたりと広告メディアとしては経済発展の一躍を担ってきたことは言うまでもないことであります。屋外広告は、危害となる以外に大きな目的として景観形成と風致の維持が大きな論点の1つとしてあります。屋外広告は、一概に景観を害するものではなくて逆に景観と一緒に作って行く大きな要素であることはお分かりいただけたと思います。例えば歴史のある掛川市などは城下町風の街づくりとして中心部では看板も城下町風に作って1つのまちなみ景観を形成して成功した例もありますし、あるテーマパークの一角では、1930年代のアメリカを再現する時にはサインの有効性は景観形成には大きな寄与している部分であります。今の話で照明器具が突出している場合には危険ということですが、それ対してはセーフティワイヤーを設けたり、構造計算等を行って、危害を防止する方法は事前に周知すればいいと思います。それでなければ、静岡駅を降りて照明や屋上広告、看板のない寂しいまちなみ形成を持ちかねないし、スポンサーが減った状況に陥りかねません。スポンサーが減るということは経済活動においても大きな影響を及ぼす可能性も出てきます。それらの観点に立って、一方的に夜間の照明を規制するようなものはもう一度十分に検討したうえで条例化していただきたいというのが業界の趣旨でございます。これに伴って、業界としては代替案も用意しておりますので必要であればお話ししたいと思いますが、まずは皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。先日もヨーロッパへ行ってきましたが、ヨーロッパの景観は歴史の中で作られており、景観が叫ばれている日本において何がヨーロッパと違うのか考えた時、ヨーロッパは住民がこぞってまちづくりを協力して景観作りをしているのが目に見えて感じられました。日本も上からの一方的な法律だけで景観形成がされるのではなく、むしろ今地区計画等で地域ごとに景観形成をしようという動きがある中で大きく網をかけてしまうことはどうかと思います。どうか皆さんの見識あるご意見で経済的な問題、景観の問題も踏まえて、屋上の

夜間の照明についてご協議いただきたい。

海野委員

論点は1点。景観と安全。景観の中に突然安全性が出てきました。景観については、業界も協力すると言っています。安全性については、照明器具だけでなく大きな看板も同じで、それに対しては構造計算もされており、されていない物もあるかもしれないけれど、安全性をいかに担保するかということであり、それを一概に規制することは論理が通っていない気がします。安全性を大切にするのであれば、それに対する規制と言いますか、先程のようにワイヤーで安全策を取ったりして、再申請するときには部位の写真を添付するなどしてちゃんと点検・補修すれば問題ないと思います。なので、照明器具の突出という部分だけにおいて安全性という話が出てくるのは筋が違うのかなと思います。であれば何らかの対処をすればよろしいのではないかと思います。

森田委員

景観という論点で言うと、大規模店舗にあるような照明付きの屋上看板はデザインがしっかり考えられてきちんと作られたものが多いと思うので、静岡市のような中心市街地が元気がいいのが売りの市の場合にはそこを規制するのは勿体ないと思います。ただ、実際これがセットバックすることによりどれくらい見え方が変わるのかや、スポンサーが減るのかは分からないのですが、海野委員が言われていたように、景観形成という点で見ればちょっと異質な感じを受けます。安全面に関しては他の看板も含めて全体で検討が必要な事項かなとは感じます。

奈良間委員

セットバックすれば、確かに建物から突出しないのですが、構造的な力学からの話をすると、鉛直加重というのは柱で受けるのが一番自然な形で、逆にセットバックすることにより、梁で受けようとするとも梁への強度がかなりモーメントを受けることになり相当な補強が必要となります。補強はどういうふうにもできますが経済的な方法ではありません。また、内照式にすればいいという意見もあるかと思いますが、今の電力事情を考えると、投光照明が一番電力を消費しません。最近の照明器具はレンズを使って突出部分を少なくして均一に照明を当てようとするものが国内でも出てきておまして、経済効果からいってもセットバックや内照式はなかなか難しい問題かと思っています。

関本委員

経済効果と安全面はまったく別の話だと思います。経済効果が明るいまちづくり、明るいまちづくりが景観を助けているのだというのは昔の話で、今は、環境への配慮や電力が不足していることを考え安価なライトをつければ、そこに安全性をなんとかしようという意見が出てくるのは仕方がなくて、経済効果や、景観への影響とは別の話だと思います。安全性に対する配慮とはどういうことか、安全っていうものは何なのかと考えると、建物も看板も、できた時は一番安全だけれど、年数が経過すると劣化し、その点

検がされていない。例えば照明が不安定な状況になると、そこに住んでいる住民にとっては、それがいつ飛んでくるのか、突風や竜巻が来たときに家に飛んできやしないかという不安になる。そういうことを考慮して、安全に対する配慮を今後網羅していく必要があるということを今議論しているわけですね。壁面から出ていけば基本的に不安はありません。その劣化状況や保全、技術の更新をからめて考えていくべきではないかと思えます。だから突き出てもいいんだとか、今までやってきたから大丈夫じゃないかという議論にはならないと思います。

奈良間委員

劣化・危害防止を含めた点検だとか整備だとかを、なんらかの形で今のチェックリストの中に設けるなどしてその部分を細部に渡って調査して列挙させるなどして何とか防げるのではないかと思うわけです。

海野委員

そういうフォローがあることが前提なので、どうなのかなと思う部分はありますが。

奈良間委員

安全については、話はかなりあるのですが、更新申請の際の安全点検の仕方については、先日も四日市で官民合同の会議がありましてその時に国土交通省の方とも話をしました。現在、管理者責任の問題については業界としても国土交通省へどんな形で提案申しあげようかと動いておりまして、もし時間があればそのことについても説明申し上げようかと思えます。

海野委員

特に今回提案されている安全への配慮に対する条例の改正は必要だと思いますが、ただ突き出ているだけでいいとかダメとかっていうのは安直すぎると思いますが。

望月委員

先程から議論されている安全と景観というのは、深い議論になりますし、メンテナンスや無許可で出ているものをどうすればいいのかというのはまた難しい話になるかと思えますが、ここでちょっと具体的な照明の部分にだけ戻って、こういう恐れがないのかという懸念材料として伺いたいことがあります。結局、今、屋外看板自体を壁面と同面で出ているものが多いけれど、今回正式に申請するためには、今出ている照明を撤去する、今出ている屋上広告を撤去してセットバックして突き出ない状態にしないと申請が下りないという状況になっているのですよね。そうならないための現存する屋上広告物への軽減措置、経過措置はないのでしょうか。もしこの改正をそのまま出してしまうと、下手に申請しないで無許可でこのままのほうが、費用の問題が大きいものですから、結果的に費用もかからなくてやらなくて済むっていうのが逆にまかり通らないかというのが懸念されるのですが。実際この規則が出た時に、どういう動きになるのかというシュ

ミレーションがどこまでされているのか問題としてあげられると思います。これは具体的な問題で、大きいところは安全基準やメンテナンスや無許可申請のことがあげられるので、実際今この部分だけを取り出した場合、その辺の措置はどうお考えなのでしょうか。

事務局（土屋主査）

現状、許可を既にとっているものは、今回の規定は適用しない予定ですが、許可を取らず違法な状態で設置されているものについては、新しい基準にあった状態での設置を指導する予定です。望月委員がおっしゃられたとおり、申請しないで設置してしまおうと考えてしまう方も出てくるかもしれませんが、それについては、来年度から正式に行う違反指導の中で対応をしていきたいと考えております。

望月委員

では、許可を取ったというのは、広告物の構築物自体は変わらないでその広告の許可を取ったということですね。

事務局（土屋主査）

そうです。広告物として既に許可をとっているものです。

望月委員

では、新たに持ち主が変わったり違う広告が出る時には、新たな許可が必要で、その時にはこれは認められないということになるのですね。

奈良間委員

もう一度繰り返すのですが、例えば、今はA社がスポンサーで付いていたけれども、色々な理由でA社はこれで降りますと言った場合、また申請をするわけですが、今後は日立が降りますと言った場合にはどうなるのでしょうか。

事務局（土屋主査）

今、奈良間委員が言われたように、自家広告ではなくて一般広告として設置された場合には、表示内容が変わっても、元々一般広告として、同じ広告業者のものとして申請されているので、盤面や柱を撤去するのであれば、意匠変更のみということで更新の手続きができることとします。

望月委員

屋外広告物の申請者というのは、広告物のこの構築物の申請者ということですか。

事務局（土屋主査）

自家広告と言いまして、自分の店舗に店舗名称などを表示する広告物の場合は、その

店舗の方、広告主が基本的には申請者になるのですが、一般広告というものは、もともと支柱や盤面自体を貸し看板として広告業者が作っているものが多く、その看板自体の管理者や所有者は広告業者ということになるので、申請者は広告業者となります。

望月委員

なるほど。内容が変わる分にはそのまま、更新の時に照明が出ているからダメですよという指導は受けないということですか。では、この規則は新たに建つものに関してということですね。

事務局（土屋主査）

そうです。

奈良間委員

でも、そればかりとは言えないのですよ。例えば屋上の鉄骨はA社が自社でお金を出して作ったけれど、今はB社に代わっているという場合、広告業者の持ち物ではなくて、所有者は当初はA社だったのがB社に譲渡されたということになります。

事務局（土屋主査）

既に設置されているもので、許可を正式にとっているものについてはそのまま継続可能という考えであります。

望月委員

今規制しようと思われているのは無許可でいかにも危ないっていうものを何とかするっていう意味合いとして受け取ればよろしいのでしょうか。

事務局（土屋主査）

無許可で危ないものも含め、また、これから作られるものについてもより安全にという考え方です。

望月委員

新築の建物に関してもということですね。

事務局（土屋主査）

そうです。

奈良間委員

まあ、無許可のものほど、その照明器具も危ないものがたぶんあると思う。しっかり申請して更新しているもの、ナショナルスポンサー等が付いているものは当然それで事故があったらいけないものですから、十二分に配慮してメンテナンスして管理等を業界

としてはしています。逆に無許可のものに問題があり、許可なしでいる状態が問題であって、それをどうやって是正して美しいまちをつくるためにもっと遵守させるかということの方が大きな要点であろうかとそんな気がします。

熱川会長

ここで少し休憩を入れたいと思います。5分休憩をとります。

【5分休憩】

熱川会長

では、再開をします。見直し案の項目「9」について色々意見が出ておりますが、まだ発言のされていない白井委員、小島委員、何か意見があればお願いします。

小島委員

静岡市は国際基準に沿ったまちづくり景観をと最初おっしゃっていて、国際基準とはどのあたりを指すのかと思ひまして考えておりました。東京であればこれから東京オリンピックがあるので、それに向けて広告景観も何かしようと考えているかと思ひます。先程の話だと三保の松原が世界遺産に入ったのでそちらの広告景観については、国際水準的に景観を考慮して広告も規制していきますとの話がありました。そうすると三保以外のところでは、国際基準といった場合どの辺りを指しているのかなと思ひました。先程の説明で、箱根の色が同一化されたデザインのよい看板がスクリーンに出てきましたが、何か意図的に広告景観作りに受け身といいますか、こちらから色とか素材とか何かで打って出てという、基本のテーマとは直接関係ないのかもしれないですが、そういったことはあるのかなと思ひました。また、景観で言いますと、静岡市は富士山が見えるかどうかで、富士山の展望を阻害する広告はあまり歓迎されなくて、熱海であれば海が見えるかどうか、海の展望が阻害されるところは歓迎されないが実はたくさんあって、むしろ迷惑がられていますね。

後、今は一般的な話ではないのですが、静岡市には蟹料理店の蟹が動いているオブジェがあって、大阪であればキングコングのようなオブジェとか自由の女神とかあれも広い意味だと立体広告の1つになって、自由の女神だとパチンコ屋さんの立体広告の一部になって、土地柄によってはこれもオブジェの1つとして面白いかなと思ひております。ネオンについては、原発の電気のこと色々騒がれていますが、私も個人的に展示する時に電気を使ってイルミネーションをすると、なんかちょっとずっとやりっぱなしだと電気も勿体ないとか色々言われそうな気もしながらやっていますが、大阪から東京まで新幹線を通る知人に言われたことは、静岡に来ると明かりが急に暗くなってそんな暗い所にいるのは可哀そうだとか以前同情されましたけど、私も大阪に行って自分は暗い所に住んでいるのだな、もっと明るくした方がいいのかなと思ひたことはあります。静岡市が国際基準でさらに意欲的に作るという姿勢で市がされているよりよい方向でより魅力的でよりオリジナルな感じで広告景観も行けばいいなという印象を持っております。

技術的な事はちょっと分かりませんが。

熱川会長

ありがとうございました。今のは意見として伺っておくということによろしいですね。

事務局（課長）

三保の件については、先程説明させていただきましたが、来年度三保地区については、今の屋外広告物条例だけでは補えない部分についてまた検討していきたいと思っております。三保地区については、いきなり規制するのではなくて、地元と話をしながら進めたいと考えております。それについてはまた来年度皆様にもご意見を伺う機会を持ちたいと思っておりますが、いずれにせよ三保地区は特化した形で屋外広告物についても規制をしていきたいと考えております。

熱川会長

他に委員の皆様ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで、本来であれば採決をすることになっているのですが、だいぶ色々なご意見があるものですから、今までの委員の皆様のご意見に対してまずは当局側の考えを聞きたいと思っております。当局の方で今後どのように進めていくのかも含めてお話を伺いたいと思っております。

事務局（課長）

ご審議いただいた中で、1～8までに関してはご賛同いただけるものと思っておりますが、9に関しては色々議論がありまして、私どもとしても考えるところもございまして。基本は壁面から出して欲しくない、と言いますのは安全上のこともありますが、こういった突き出しの形で照明器具が付けられているのは街中が多く、歩道とぎりぎり、場合によっては上を見上げると歩道上に出ている照明器具もあり、もともとはそういうものが一番危ないと思っていたのですが、調べてみますと、静岡市の場合では、道路法により照明器具の道路占用を一切認めていないのです。そういうこともありまして、公道上に出るものについては、色々な条件を付けても認められないと考えております。ただ、照明設備が建物の壁面から出ている、自分の敷地内で納まっているものについては、安全が担保されるような状況が作れるのであれば、それまで全てダメとは言い切れないと思っております。ということで、我々事務局サイドとしましても、基本は壁面から出て欲しくないけれど、ただこういう状況であれば出ても構いませんという例外規定を作りたいなと思っております。その例外規定を今ここでまとめてこれでどうしようということにも参りませんので、事務局サイドでまとめまして、再度委員の皆様にお集まりいただくか、個々に事務局案を持って委員の皆様にご説明にあがってご了解をいただけたらと思うのですがどうでしょうか。

奈良間委員

今、課長から例外規定という言い方なのですが、それは法を遵守させていくためにはアバウトな部分がありまして、いわゆる官民境界、民地ならいいなどとはっきりとそこで謳うべきだと思います。それともう1点お聞きしたいのは、国土交通省については、突出した照明器具は国道1号などは占用許可を取れば出せるのです。これはなぜなのでしょう。静岡市は官地へ出るものは認めたくないが、今までは国土交通省についてはそれが認められるその違いはどこになるのか、ご説明願えたらと思うのですが。

事務局（土屋主査）

その件につきまして国道の管理者に問い合わせたところ、はっきりとした理由は確認できませんでした。また、静岡市で管理している道路について照明器具の道路占用を認めていない理由は、そもそも全てのものについて道路に出ることを認めておらず、特別なものだけ認めることができるという考え方で、照明器具はその特別に認められるものに含まれないという考えとのことです。

奈良間委員

袖看板はいいのですよね。

事務局（土屋主査）

袖看板は認めているとのこと。

白井委員

国土交通省はいいのですか。国は道路に照明器具が出てもいいのですか。

奈良間委員

国土交通省は占用料を払えば許可になっております。

白井委員

それであれば、奈良間委員が言う通り、なぜ静岡市はダメなのか。

事務局（土屋主査）

それは、そもそも全てのものについて出たはいけないというのが静岡市の考え方です。

白井委員

国はいいのですよね。そこはしっかりしないとよく分からないのですが。

事務局（課長）

それは、我々も国土交通省に確認した結果として、こういう理由だからいいという返答はなかったものですから、我々も国土交通省がいいとしている理由を聞きたいと言っているのですが。

白井委員

県はどのようなのでしょうか。

関本委員

私も、県はどうしているのか知りたいです。国道があつて、県道があつて、市道があつて、あっちがよくて、こっちがダメで、なんでここだけダメなのってなりますよね。

事務局（課長）

基本的には県道の管理も政令市になってから市の方にきておりますので、静岡市内にある県道については同じ扱いになるはずですが。国道も三桁国道については、静岡市が維持管理しておりますので、市内では国道1号、49号、52号、バイパス関係については国土交通省が管轄しているということになります。

関本委員

今まで許可してしまったものはしょうがないでしょうね。違反があるのも同じですが、許可して設置してしまっているものはしょうがないでしょう。この規則を作って、今後あるべき姿にしていきたいというのがこの規則の運用の趣旨であると考えた場合、国も市も突き出てはいけない根拠をしっかりと示さないと住民も納得しないと思います。県全体で考えた場合、県道は他の市町村にも及んでいるのだから、業者も、県民、市民に対してもしっかりと説明できる形にしておいた方がいいのではないかと思います。

奈良間委員

官地への進出はどうするのかという問題は1つありますが、民地内、官へ出ていない部分については、やはり規制して欲しくないです。やはりそれは所有者側で上の建物もそうでしょうが、管理する一環の中で、官への突出はダメとはっきり明記してくれるのであれば業界も納得できるのですが。一步譲ってですけど。

事務局（課長）

そもそも官地へ出てはいけないというのは、屋外広告物条例ではなく、静岡市がもともと道路の管理上認めておりません。

奈良間委員

国道は、管理者が国であればできてしまうのですよね、1号線であれば。

事務局（課長）

その件に関しまして、我々も今ちょっと考えていることがございまして、国道1号、49号、52号については、国が管理しているのですが、国が占用許可を出したとしても我々屋外広告物の方では、認められない方向にもっていきたいなと思っております、今奈

良間委員がおっしゃったとおり、官地へは出ないで欲しいということは間違いなく当然言いたいなと思っております。

海野委員

確認なのですが、パンフレットにある「6. 袖看板」は官民境界を出てもいいのですね。それであれば論理矛盾ですね。袖看板は良くて、照明はダメという根拠は全くないですね。じゃあ、こちらを良いとした理由はなんですかと問われた場合、どう答えるのですか。そうしたら、その時に照明器具はって次の論点になりますよね。また、安全性というのはまた別の問題ですね。確かにおっしゃることはよく分かります。私も安全の事はやっていますのでよく分かるのですが、景観と安全はまた別。じゃあ、同じようなもので、制限はあるにしる壁面の袖看板は官民境界を越えていいのであれば、照明器具だけをダメ、もともと建物から突出してはいけないというのであれば、袖看板はみんな付かなくなってしまう。これは別に感情論ではなくて、論理的にきちんとしておかないと突っ込まれると問題になります。また、安全は安全で別の話で何らかの、当然ここにいる奈良間委員などはきちっとやっていただいていると思いますし、むしろ論点が違う気がします。先程、質問させてもらいましたが、よりよくするためにどうしたらいいか、これは後で話があるというのでその時に伺いますが、それも含めて論理的に答えられるようにしておかないとまずいと思います。

事務局（課長）

今委員の方からありました、袖看板については他法令を見た時に占用がとれてしまい道路管理者も認めているものを我々としてもダメだとは言いきれないものもあります。ただ国道についてはそれだけではいけない部分もあるものですから、その辺は整理してもう一度委員の皆様にご説明させていただく機会を作らせていただきまして、こんな方向でどうでしょうかと提案申しあげたいと思いますがどうでしょうか。

熱川会長

それはもう1回この会を開くということでよいのでしょうか。

事務局（課長）

再度集まっていただくということで調整させていただきます。次回は、他のところは皆さんご納得いただけていると思うので、9番のところの議論をさせていただきたいと思います。

森田委員

業界とかではなくて、一般市民として分かりやすい流れにしていきたいです。先程の袖看板はよくて照明器具はダメの意味が分かりづらい、それをちゃんと説明していただければ納得できるのでしょうか。国道はよくて市はダメというのも分かりづらい、道は繋がっているので、市の方は管轄でそうかも知れないが、一般市民にしてみれば道

は繋がっていて、ここまでよくてここからはダメっていう感覚が分かりづらくて、分かりづらいということは、守りにくいということにも繋がると思うので、全体が一環した流れにさせていただけると助かります。

事務局（課長）

分かりました。

熱川会長

それでは、また皆さんの時間を調整していただいて、再度開催するというところでよろしいでしょうか。それでは、本日の議事を終了するというので、議事を事務局にお返しします。

事務局（中川統括）

ご審議ありがとうございました。

最後に建築総務課長の小林から、ご挨拶申し上げます。

事務局（小林課長）

皆様、長時間にわたりありがとうございました。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、貴重なご意見をいただきました。冒頭説明させていただきましたように、今後2年間、平成27年10月までの任期ということで、委員の皆様には、今後、貴重なご意見やご指導をいただけたらと思っております。また、今日の審議が1回では終わりません。事務局の不手際等もあり申し訳ございませんでした。次回、ご納得いただけるような形で審議会を開催したいと思っておりますので今後とも引き続きよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

事務局（中川統括主幹）

それでは、以上を持ちまして、第9回静岡市屋外広告物審議会を閉会いたします。

本日は長時間ありがとうございました。